

毎週火、金曜日発行（但休日）当るときは翌日（昭和四年四月十五日第三種郵便物認可）

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県会計規則の一部改正
- ◇告示 建設業者の登録まつ消
- ◇選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の当選証書を附与した者
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集
- ◇正誤 昭和三十一年十二月鳥取県教育委員会告示第四十一号中訂正

規則

鳥取県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十三年二月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四号

鳥取県会計規則の一部を改正する規則

鳥取県会計規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第七十四条の次に次の一条を加える。

（給与金傳達者）

- 1 第七十四条の二 知事部局の各課に給与金傳達者を置く。
- 2 警察本部の各課及び各階に必要なに応じて給与金傳達者を置くことができる。
- 3 給与金傳達者は、資金の前渡を受けたものが給与の支払をする場合その給与傳達に関する事務を取り扱い、その一切の責任に任じなければならない。
- 4 第一項の給与金傳達者は、各課の経理担当の係の長をもつてこれにあて、第二項の給与金傳達者は、課、麻の長が任命する。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年二月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 昭三一、三、一六 中村工務店 東伯郡三朝町大字三朝九九一 中村一雄 昭三一、一、一八（に）第四一四号

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五号

鳥取海区漁業調整委員会委員の欠員に伴い、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十三条第一項の規定により当選人と決定した次の者に当選証書を附与した。

昭和三十三年二月一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

住所 氏名 附与年月日

西伯郡逢坂村大字塩津 柏尾 竹雄 昭三一、二、一九〇番地

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第一号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年二月一日

正誤

鳥取県教育委員会委員長 米原 稜
一日 時 昭和三十三年二月六日 午前十一時
一 場所 鳥取県教育委員会 会議室
一 議題 1 公立学校人事について

2 文化財指定について
3 公立学校人事の異動方針について
4 その他

昭和三十一年十二月十一日鳥取県教育委員会告示第四十一号中誤植があるので次のとおり訂正する。

頁	段	行	誤	正
九	上	十七	受検者は国語科、数学科、……	受検者は国語科、社会科、数学科、……
十	上	六	志願者の選抜する一教科）	志願者の選抜する一教科） 二十分
十	上	八	学力検査問題	学力検査問題
十一	上	四	千名。高等学校中学校教員若干名	千名。高等学校長および所属職員若干名
十一	上	十八	各受検査	各受検査者
十二	上	十八	注意事項	注意事項